横浜市記者発表資料



平成 22 年 9 月 30 日 建 築 局 保 全 推 進 課

横浜市神奈川区総合庁舎ESCO事無提案者を募集!

~10月1日より公募開始~

横浜市第13号事業として神奈川区総合庁舎に ESCO 事業(裏面*1参照)を導入します。

導入理由

平成 1 6 年度策定の「横浜市公共建築物 ESCO 事業導入計画」において、横浜市神奈川区総合庁舎は、ESCO 事業の導入による省エネルギー効果が大きく、光熱水費、二酸化炭素の低減を図れることが見込まれています。

今回の事業は、多くの設備機器が老朽化による更新時期を迎えており、ESCO事業として機器を 更新することで、最適な省エネルギー改修を低コストで実現できることが期待できます。

公募の条件

老朽化している設備機器を ESCO 事業 (自己資金型) の仕組みを活用し、最適な省エネルギー 改修提案を事業者から公募する事業です。

提案にあたっては、全体での**省エネルギー率を4%以上、二酸化炭素排出の削減効果を4%以上**、及び**光熱水費削減額は年間220万円以上**を前提にしています。

市内企業の参画が必須で、**市内企業が参加グループの一員となることを条件**とする募集です。 最終審査において、原則として次点となった優秀提案者に対し、公民協働事業応募促進報奨金 交付要綱により報奨金を交付します。

募集要項は、10月1日(金)からホームページに公開します。(ダウンロード可能) http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/archi/esco/index.html 配布します。(時間 9:00~12:00、13:00~17:00)

配布場所

横浜市建築局公共建築部 保全推進課 省エネルギー推進担当 横浜市中区相生町 3-56-1 JNビル 6 階 Tel 671-3996

公募スケジュール(予定)

・公募:H22.10.1~10.22(参加表明)

事業者選定: H23.1本契約: H23.8工事完了: H24.3ESCOサービス開始: H24.4~

横浜市公共建築物 ESCO 事業導入計画概要

横浜市では、公共建築物の ESCO 事業を効率的に推進するために、既存施設の省エネルギー診断や事業実現性の検討などを行い、事業実施可能な施設へ ESCO 事業を導入する計画を平成 16 年度に策定しました。

公募施設概要

横浜市神奈川区総合庁舎

・所在地:横浜市神奈川区広台太田町3番地8

・敷地面積:5,065.92 m²

・延床面積:9,183.66 m²(本館)

5,684.50 m²(別館)

·区分面積:6,594.57 m²(区役所+消防署)

729.14 m²(神奈川県税事務所)

715.72 m (水道局鶴見・神奈川 地域サービスセンター)

6,828.73 m²(共用部)

事業対象施設(建物しゅん工年、建築構造)

・本 館 (S39.3) RC造 5F・B1F

・別 館 (H 2.8) RC 造他 3F・B2F

提案審查

提案の審査は、外部委員による「横浜市 ESCO 事業提案審査委員会」において審査し、最優秀提案 1件及び優秀提案を数件選定します。

施設外観

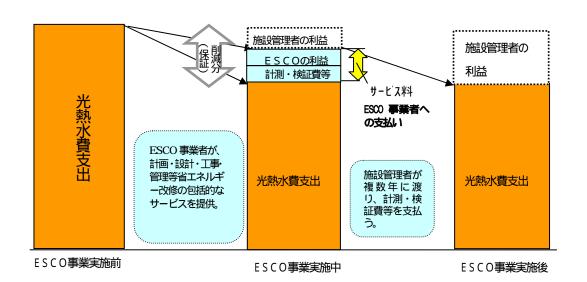


*1 ESCO事業(自己資金型)の仕組み

ESCO 事業とは、既存施設の設備改修において、省エネルギー化と維持管理費の低減を図るため、民間事業者が計画・工事・管理・資金調達等包括的なサービスを提供し、従前の環境を低下させることなく省エネルギー化を行い、その結果得られる効果を保証する事業です。

自己資金型の事業では、省エネルギー改修に係る初期投資を発注者が行います。一方、ESCO事業者は省エネルギー効果を保証し、光熱水費の削減を実現します。発注者は、その削減保証とその実現に対する報酬をESCOサービス料として事業者に支払います。

ESCO = Energy Service Companyの略称です。



お問い合わせ先

建 築 局 保全推進課 保全管理担当課長 高橋 芳昭 Tel 045-671-2915